

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年12月7日（令和2年（行個）諮問第193号）

答申日：令和4年7月14日（令和4年度（行個）答申第5042号）

事件名：本人の申告に係る特定事業場に対する指導内容等が分かる文書の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「令和元年特定日、私が福岡労働局特定部特定課に対して、労働者派遣法に基づいて、特定事業所A、特定事業所B、特定事業所C、特定事業所D、特定事業所E、特定事業所F、特定事業所Gの申告を行ったことにより作成された「指導内容等がわかる書類」。（添付書類一切を含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、令和2年8月20日付け福岡個開第253号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨申出があったことから、内容は記載しない。

黒ぬりは全て開示すべき。審査請求人は、特定事業所A、特定事業所H、特定事業所Fと民事訴訟中であり、「不開示とした理由」よりも訴訟における真相解明の方が重要であり、それについて協力すべき義務がある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、令和2年7月21日付け（同日受付）で処分庁に

対して、法の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。  
(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、令和2年9月9日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を、法14条各号に該当しないことから新たに開示することとし、その余の部分については、不開示の理由となる根拠条項を一部改めた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った申告及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書1から11までの文書である。

### (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

#### ア 法14条2号該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、2頁から6頁、15頁、16頁、62頁の(3)、64頁の(1)、65頁の(1)、66頁の(2)、76頁、78頁から83頁、85頁、86頁、88頁、89頁、91頁、93頁及び95頁の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる役職、氏名、電話番号等が含まれており、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、1頁から6頁、15頁から61頁、62頁の(1)及び(2)、63頁の(1)及び(2)、64頁の(1)及び(2)、65頁の(1)及び(2)、66頁の(1)、67頁、71頁、72頁の(1)及び(2)、73頁、75頁の(1)及び(2)並びに76頁から95頁の不開示部分には、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、18頁及び63頁の不開示部分には、特定事業所に係る事業主の印影が記載されて

おり、公にすることで、偽造され犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、5、7及び9の文書は、福岡労働局が特定事業所に対し労働者派遣法に基づく指導監督を行った際に、指導監督機関である福岡労働局との信頼関係を前提として任意で提出されたものである。よって、その内容は、当該特定事業所の実態を明らかにする情報であり、これらの情報を開示した場合、指導監督機関と当該事業所との信頼関係が失われ、当該特定事業所が関係資料の提出等情報提供に非協力的となり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、更には、法令違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、1頁から6頁、15頁から61頁、62頁の(1)、63頁の(1)、64頁の(1)及び(2)、65頁の(1)及び(2)、66頁の(1)、67頁、68頁、70頁、71頁、72頁の(1)、73頁、75頁の(1)及び76頁から95頁の不開示部分には、審査請求人からの申告に係る労働局の判断、対応方針、労働局が特定事業所へ調査したことにより入手した情報等が具体的に記述されており、これらの情報が開示されると、労働局が行う検査、指導等について、関係者からの事情聴取、実態確認のために必要な資料収集等の調査の方針、実施状況、手法等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠蔽を行うなど、国の機関が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

オ 法14条7号柱書き該当性

原処分において、法14条7号柱書きに該当する情報について、不開示としていたところであるが、対象文書にはアからエに該当する情報のみが確認されたため、審査庁としては、対象文書に法14条7号柱書きに該当する情報は記載されていないと判断した。

### (3) 新たに開示する部分について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、62頁、67頁、70頁、72頁、75頁及び81頁の新たに開示する部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しない情報であることから、新たに開示することとする。

#### 4 審査請求人の主張に対する反論等

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で「黒ぬりは全て開示すべき。審査請求人は、特定事業所3社と民事訴訟中であり、「不開示とした理由」よりも訴訟における真実解明の方が重要であり、それについて協力すべき義務がある。」と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条1項の規定に基づき、法13条1項に規定する手続により行われた開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号の規定に基づき開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち別表中「新たに開示する部分」欄に掲げる情報を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示の理由となる根拠条項を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イに改めた上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 令和3年1月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年6月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の

うち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示部分に係る法の適用条項を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イとした上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

#### ア 通番2

当該部分は、審査請求人からの申告に基づき福岡労働局において作成された文書のうち、特定事業所に対する調査内容及び結果を記載している文書の一部である。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものではなく、これを開示しても、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、労働局における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は労働局が行う検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番10

当該部分は、特定事業所Fから福岡労働局担当課宛てに送付された文書の一部である。

当該部分のうち、65頁5行目ないし7行目は福岡労働局担当職員の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、公務員の職務の遂行に関する情報である。そのうち職名は同号ただし書ハに該当する。また、氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障のない限り、開示するものとされているが、これを開示しても特段の支障があるとは認められないことから、同号ただし書イに該当する。

当該部分には、このほか、(1)②を除き審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているとは認められない。別表3欄に掲げられた部分は、文書の提出に当たり事務的に記載している内容にすぎず、これを開示しても当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、審査請求人に対し

て開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、労働局における事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ又は労働局が行う検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番6及び通番16

当該部分は福岡労働局が調査により作成した文書の記載の一部であり、審査請求人が申告した特定事業所Fの労働保険番号が記載されている。特定事業所Fの事業所名は原処分において開示されていることから、当該部分を開示しても、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番7は、労働者派遣関係指導監督記録に記載された受領者名欄であり、特定事業所Fの担当者の職氏名が記載されている。当該職氏名は法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、審査請求人が知り得るとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号ロ該当性

通番13は、是正指導書に記載された受領者名欄であり、特定事業所Fの担当者の職氏名が記載されている。当該部分は、審査請求人が知り得るとは認められないことから、上記アと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号、3号イ及び7号イ該当性

通番2、通番19及び通番22は、特定事業所Fに対して福岡労働局が調査した経緯及び内容であり、いずれも審査請求人が知り得る情報とは認められない。このため、当該部分を開示すると、当該特

定事業所をはじめとする関係者が、今後労働局に対して率直に説明することをちゅうちょし、又は労働局が行う調査手法・着眼点等が明らかとなり、検査等の性格を持つ労働局が行う調査指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号、3号イ及びロ並びに7号イ該当性

(ア) 通番10(1)②には、特定事業所Fから提出された文書の送付状に記載された特定事業所Fの担当者職氏名が記載されている。当該職氏名は審査請求人が知り得る情報とは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3、通番10(上記(ア)を除く。)、通番17及び通番20は、特定事業所Fから福岡労働局宛て提出された特定事業所F内部の文書である。これらは特定事業所Fの内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及びロ該当性

通番9は、特定事業所Fから福岡労働局宛て提出された報告書に押印された、特定事業所Fの印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。このため、当該部分は、これを開示すると、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条3号イ及びロ並びに7号イ該当性

通番4、通番8、通番11、通番12及び通番18は、特定事業所Fに対して福岡労働局が行った調査に際し、特定事業所Fから福岡労働局に提出された文書及びその受理年月日である。これらは特定事業所Fの内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは

認められない。

したがって、当該部分は上記エ（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法14条3号イ及び7号イ該当性

通番1，通番5，通番14及び通番21には，福岡労働局が調査した結果及び結果に基づく判断が記載されている。当該部分は審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は上記ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 法14条7号イ該当性

通番15の当該部分には，福岡労働局が調査の結果，特定事業所Fに対し是正を求める期日が記載されている。当該部分は審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、上記ウと同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条2号，3号イ及びロ並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号，3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号，3号イ及びロ並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁		2 諮問庁がなお不開示とすべきと している部分			3 2 欄のうち開示 すべき部分	
		該当箇所	法 1 4 条 各号該当 性等	通番		
文書 1	福岡労働局が作成した文書 1	1	「指導監督年月日」欄，「訪問／呼出の別」欄，「新規／継続の別」欄	3号イ，7号イ	1	—
	1	2ないし6	2頁15行目1文字目ないし21文字目，16行目ないし24行目21文字目，25行目ないし42行目，3頁1行目ないし39行目35文字目，40行目ないし45行目，4頁1行目ないし16行目15文字目，17行目ないし36行目21文字目，37行目ないし43行目，5頁1行目ないし3行目32文字目，4行目，8行目ないし11行目35文字目，12行目ないし13行目9文字目，14行目ないし34行目10文字目，35行目ないし38行目5文字目，39行目，40行目，6頁1行目ないし3行目5文字目，4行目，6行目42文字目ないし7行目37文字目，8行目	2号，3号イ，7号イ	2	2頁32行目，33行目，3頁9行目，10行目，11行目1文字目ないし8文字目，26行目1文字目ないし37文字目

文書3	特定事象所Aから提出された文書	15, 16	全て	2号, 3号イ, 口, 7号イ	3	—
		17ないし61	全て	3号イ, 口, 7号イ	4	—
文書4	福岡労働局が作成した文書2	62	(1) 「最終確認年月日」欄, 「指導監督年月日」欄, 「交付年月日」欄, 「訪問／呼出」欄, 「新規／継続の別」欄, 「違反事項及び是正のための措置」欄1行目ないし4行目, 「是正期日」欄, 「是正確認」欄, 「受領年月日」欄	3号イ, 7号イ	5	—
			(2) 「労働保険番号」欄	3号イ	6	全て
			(3) 「受領者名」欄	2号	7	—
文書5	特定事象所Bから提出された文書1	63	(1) 1行目, 11行目1文字目ないし8文字目, 「是正結果」欄2行目ないし6行目, 「是正年月日」欄, 「備考」欄, 受領年月日	3号イ, 口, 7号イ	8	—
			(2) 事業主印影	3号イ, 口	9	—
		64及び65	(1) ①64頁1行目ないし31行目, 65頁1行目ないし8行目, 10行目ないし1	2号, 3号イ, 口, 7号イ	10	65頁ロゴマーク, 1行目, 2行目, 5行目ないし8行目, 10行目ないし15

			7行目 ②65頁9行目			行目, 17行目
			(2) 受理年月日	3号イ, 口, 7号 イ	11	-
		66	(1) 2行目, 「違反 事項及び是正のための 措置」欄1行目ないし 4行目, 「指定期日」 欄	3号イ, 口, 7号 イ	12	-
			(2) 「受領者名」欄	2号, 3 号口	13	-
文 書 6	福 岡 労 働 局 が 作 成 し た 文 書 3	67な いし7 5	67頁「施行日」欄, 「公印」欄, 71頁 「違反事項及び是正の ための措置」欄1行目 ないし4行目, 「指定 期日」欄1行目, 72 頁(1)「指導監督年 月日」欄, 「訪問/呼 出」欄, 「新規/継 続」欄, 「違反事項及 び是正のための措置」 欄1行目ないし4行 目, 「是正期日」欄1 行目, 73頁2行目1 文字目ないし5文字 目, 15行目1文字目 ないし5文字目, 15 行目21文字目ないし 25文字目, 75頁 (1)「指導監督年月 日」欄, 「交付年月 日」欄, 「訪問/呼 出」欄, 「新規/継 続」欄, 「違反事項及 び是正のための措置」	3号イ, 7号イ	14	-

			欄 1 行目ないし 4 行目, 「是正期日」 欄			
			6 8 頁「伺い文」 欄 4 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字目, 7 0 頁「(伺)」 欄 4 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字目	7 号イ	1 5	—
			7 2 頁 (2) 及び 7 5 頁 (2) 「労働保険番号」 欄	3 号イ	1 6	全て
文書	特定事象所 B 7 から提出された文書 2	7 6	全て	2 号, 3 号イ, 口, 7 号イ	1 7	—
		7 7	全て	3 号イ, 口, 7 号イ	1 8	—
文書	福岡労働局が作成した文書 4	7 8 ないし 8 1	7 8 頁 1 1 行目 1 文字目ないし 1 8 文字目, 1 2 行目ないし 1 7 行目 4 文字目, 1 8 行目ないし 3 6 行目 1 5 文字目, 3 7 行目ないし 4 1 行目, 7 9 頁 1 行目ないし 9 行目 1 9 文字目, 1 0 行目ないし 2 3 行目 1 9 文字目, 2 4 行目ないし 3 8 行目 1 1 文字目, 3 9 行目ないし 4 0 行目 1 4 文字目, 4 1 行目, 4 2 行目, 8 0 頁 1 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目, 2 行目ないし 4 行目 1 9 文字目, 5 行目ないし 8 行目, 1 0	2 号, 3 号イ, 7 号イ	1 9	—

			行目ないし13行目13文字目, 81頁3行目ないし6行目10文字目, 7行目, 8行目9文字目ないし15文字目, 9行目ないし10行目9文字目, 11行目ないし14行目27文字目, 15行目ないし22行目			
文書	特定事象所Bから提出された文書3	82及び83	全て	2号, 3号イ, 口, 7号イ	20	—
文書	福岡労働局が作成した文書5	84ないし95頁	84, 87, 90, 94頁各「指導監督年月日」欄, 「訪問/呼出の別」欄, 「新規/継続の別」欄, 92頁「指導監督年月日」欄, 「訪問/呼出の別」欄, 「新規/継続の別」欄, 「指導監督記録/行政処分」欄, 「備考(台帳)」欄	3号イ, 7号イ	21	—
			85頁8行目1文字目ないし18文字目, 9行目ないし26行目18文字目, 27行目ないし39行目15文字目, 40行目ないし42行目, 86頁1行目1文字目ないし24文字目, 2行目ないし3行目23文字目, 4行	2号, 3号イ, 7号イ	22	—

		<p>目ないし10行目, 1 2行目26文字目ない し13行目, 88頁1 0行目1文字目ないし 21文字目, 11行目 ないし13行目15文 字目, 14行目ないし 24行目14文字目, 25行目ないし27行 目27文字目, 28行 目ないし40行目, 8 9頁1行目ないし8行 目17文字目, 9行目 ないし10行目16文 字目, 11行目, 14 行目, 91頁10行目 1文字目ないし21文 字目, 11行目ないし 13行目21文字目, 14行目ないし20行 目, 23行目, 93頁 10行目1文字目ない し20文字目, 11行 目ないし13行目15 文字目, 14行目ない し31行目, 33行目 18文字目ないし34 行目27文字目, 36 行目, 95頁10行目 1文字目ないし21文 字目, 11行目ないし 13行目25文字目, 14行目ないし36行 目, 38行目18文字 目ないし39行目26 文字目</p>			
--	--	---	--	--	--

(注1) 2欄の表記方法は、当審査会事務局において整理した。

(注2) 文書1の7頁, 文書2, 文書10の96頁ないし99頁及び文書11

は原処分において全部開示しているため省略